

熊本市公民館 使用者登録申請書

平成25年 4

公民館で使用者ID (団体) の設定を行いますので、記入しないでください。

熊本市教育委員会 宛
下記のとおり公民館の使用者登録をしたいので申し込みます。

(*印)

団体の住所と電話番号が責任者と同じ場合、団体の住所と電話番号の記入は必要ありません。

使用者ID (団体)		
フリガナ	ミナミカラオケクラブ	
団体名	みなみカラオケクラブ	
会の目的	カラオケの練習	
団体住所	〒	市・町・村
電話番号	熊本県	
利用内容	・カラオケの練習	
利用内容を具体的に記入願います。)	・発表会のリハーサル	
	・打ち合わせ会議	
*フリガナ		
*氏名		
*住所	〒	市・町・村
*電話番号	熊本県	
メールアドレス		
*使用者ID (個人)		
*フリガナ	ミナミ ハルオ	
*氏名	南 春男	
*住所	〒861	市・町・村
*電話番号	熊本県	熊本市 南区 222-2
(*) メールアドレス (電子予約システム利用者は必須)	h r u o @ k u m a m o t o . j p	
*公民館を使用する人数	15人	

できるだけ具体的に記入願います。

代表者と責任者が同じ場合、代表者欄の記入は必要ありません。

代表者

責任者

普段よく使われる公民館名をご記入ください。

ハンドルネームを自分で設定したい人はご記入ください。記入されていない場合は公民館で設定します。

普段活動される人数をご記入ください。大体でかまいません。

予約の確認メール等を受け取ることができますので、インターネット等で予約される方は、必ずご記入ください。また、下記の本人確認のための質問と回答にも必ずお答えください。

パスワードの変更を希望される方は、「ひばりねっとよやくまくん」<https://yoyakuma.jp> から変更してください。

1人1部屋の使用はできません。★団体名・フリガナは必ず記入してください。		
年月日 (西暦)	1971年 1月 1日	インターネットで予約をされる方は、本人確認のための質問を選び、回答をご記入ください。
登録公民館	南部 公民館	ペットの名前 好きなスポーツ
パスワード	n 0 0 0 0	思い出の場所
		ミントン

熊本市公民館は、社会教育法に基づいた「社会教育施設」です。使用する際は事前に審査し、その後使用を希望する公民館の施設登録を行います。そこで、使用を希望する公民館にチェックを入れてください。(複数選択可)

<input checked="" type="checkbox"/> 中央公民館	<input type="checkbox"/> 大江公民館	<input type="checkbox"/> 五福公民館
<input type="checkbox"/> 東部公民館	<input checked="" type="checkbox"/> 託麻公民館	<input type="checkbox"/> 秋津公民館
<input type="checkbox"/> 西部公民館	<input type="checkbox"/> 花園公民館	<input checked="" type="checkbox"/> 河内公民館
<input type="checkbox"/> 南部公民館	<input type="checkbox"/> 幸田公民館	<input type="checkbox"/> 飽田公民館
<input type="checkbox"/> 天明公民館	<input checked="" type="checkbox"/> 富合公民館	<input type="checkbox"/> 城南公民館
<input type="checkbox"/> 龍田公民館	<input type="checkbox"/> 清水公民館	<input type="checkbox"/> 北部公民館
<input type="checkbox"/> 植木公民館	<input type="checkbox"/> 北部公民館 西里分館	

上記でチェックを入れた公民館以外の熊本市公民館を使用したい場合は、使用したい公民館にご連絡ください。

【社会体育施設で既に登録されている団体の方へ】

社会体育施設で既に登録されている団体の方は、使いたい熊本市公民館を新たに登録する必要があります。上記の熊本市公民館から使用したい公民館を選び、チェックを入れてください。

【社会教育法第23条により、次の行為には使用できません】

- ① 営利を目的とした使用
 - 物品の売買（無償も含む）
 - 物品の代わりに会員の資格などの売買（無償も含む）
 - 企業などが行う一般市民対象に広告・宣伝を目的とした事業
 - 企業等が行う入社説明会や採用面接会場（試験会場）
 - 企業、指導者等が参加費、入場料を徴収して行う事業
 - 塾や習い事等の日常活動の場（授業、模擬テスト、入塾説明会など）としての使用
- ② 政党が主催する党員だけの集会
- ③ 宗派の布教のための集会
- ★ 上記のほか、公民館の目的（社会教育法第20条、熊本市公民館条例施行規則第1条）に反したり、管理運営上支障があると認められる行為があったりした場合は、使用をお断りすること（熊本市公民館条例第4条）があります。
 - ※ 飲食を目的とした利用不可、飲酒も不可
- ★ 公民館職員が職務執行のため部屋に立ち入る場合があります。また、使用に関しては公民館職員の指示に従わなければなりません（熊本市公民館条例第7条）。

◎社会教育法に基づく上記の事項ならびに熊本市公民館の運営方針・使用基準に沿って使用します。

登録責任者 _____